

修 正 可

決

(1) 理由、会計は方協組合の心臓にて其の健全か否とは直に機体ある組合全機關の活動に重大ある影響を及ぼすべきが故に之れが最も生要ある制度組織的ある監督方法と以て現生より層一層其の健全を計るべきである。

決議

- 一、總同盟本部並く所屬全組合は少なく共金収入の一割以上ちが本金として積立べまゝくを要す、但一危急存亡の場合にあらざれば採用せらるるものとす。
- 二、總同盟本部は組合負手帳を發行し各組合之を組合員と同時に交付す(從つて入會金其便換だけ上げする事を除す)
- 三、總同盟本部は組合費收入切手を發行し地方同盟又は組合松之助トヨリ其切手を交換す。組合本部は同じく之を支部に、支部は各組合負手帳費の領收と引換に之を交付し組合負は之を各自の組合負手帳に貼りす。
- 四、支部会計検査後又は金の計助手は、空き金を一回金額の負の手帳を檢閱し販売却手消去をあすことを要す。(但し組合胸たて印を切手裏面貰等の不正を防止する爲)

届することを得

監督組織

- 一、總同盟本部は会計部を一室、各組合を代表する監督員の権限を有す。總同盟本部は監督員の権限又回り。
- 二、地方同盟及び聯合の会計は其加盟全組合の会計を掌く其年二回以上召集し会計會議を開き相互に会計状態、報告審査之あすの権利並く義務を有し同時に之を總同盟本部会計に報告する。
- 三、組合本部の会計は全所屬支部の会計を掌く其年二回以上召集し、会計會議を開き相互通報、会計状態の報告審査をあすの権限並く義務を有す。但し遠隔の地方から支部に対しては其支部の便宜ある地方联合体の会計會議に出席せしめ其状態を報告あさしもろいとす。
- 四、以上の各会計會議には出席ある各会計並査役は隨時出席し第一不正ありと認められた時に於て總同盟本部に報告する。並當に差し置きあすものとす。
- 五、總同盟本部会計は名義组合、各組合各支部に適當な会計報告様式を指示し